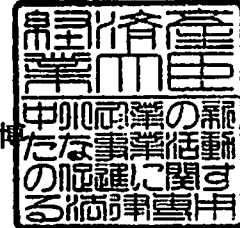


中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第4条第4項の規定に係る確認書
(エンジェル税制事前確認書)

平成 21・07・10 近畿第 103 号
平成 21 年 7 月 21 日

神戸市中央区港島南町一丁目5番2
株式会社ポラリスR x
代表取締役 遠藤 康浩 殿

経済産業大臣 二階 俊博



平成21年7月9日付けの下記の確認申請について、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第4条第1項の規定に基づき確認します。

記

1. 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則 (以下「規則」という。) 第3条第1号に該当すること。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 業種 | 製造業 (医薬品製造業) |
| (2) 資本金額 | 1億2459万9000円 |
| (3) 従業員数 | 7人 |
| (4) 設立年月日 | 平成18年9月26日 |
| (5) 収入金額に対する試験研究費等の割合 | 923.9% |

2. 規則第3条第2号から第6号までに該当すること。

- 第2号 株式会社であること
第3号 外部資本が1/6以上であること
第4号 未上場会社であること
第5号 大規模会社の子会社でないこと
第6号 風俗営業等を行っていないこと

3. 第4条の2第1項各号のいずれかに該当すること。

第4条の2第1項第2号に該当すること

- (1) この確認書の有効期間は平成21年9月25日までです。
(2) この確認が行われたことについては、エンジェル税制に関する経済産業省のホームページにおいて公表します。
(3) 株式の払込みの期日において規則第3条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが半明するに至ったときは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第8条の確認 (エンジェル税制の確認) を受けられないことがあります。
(4) この確認は、政府として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではありません。
(5) 裏面注意事項を遵守してください。

注意事項

1. 払込後速やかに中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第8条に規定する確認申請を行うこと。
2. 法第8条の規定による確認（以下「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、経済産業大臣にこの確認書を提出すること。
3. 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第3条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその他この確認書の申請が行われた日の属する事業年度においてこの確認書が不要になったときは、直ちにこの確認書を経済産業大臣に返納すること。
4. 株式の払込みの期日において規則第3条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。
5. この確認は、政府として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではないことを投資家に伝達すること。
6. エンジェル税制に関する経済産業省のホームページを確認する旨、投資家に伝達すること。
7. 公の秩序又は善良の風俗を害するような活動を行わないこと。